

令和7年度 高浜町バスツアー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高浜町内の観光関連事業者の観光誘客支援、並びに地域の観光消費額を増加させるため、貸切バスを利用し、町内観光地等を訪れるバスツアー(以下「ツアー」という)を実施するもの(以下「助成対象者」という)に対し、一定の条件に基づき、高浜町バスツアー助成金(以下「助成金」という)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づき交付する助成対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1)助成対象者は、旅行会社(旅行業法及び旅行業法施行規則により旅行業の登録を受けているもの)とする。
- (2)添乗員、乗務員等を除くツアーの参加者数が10人以上であること。
- (3)ツアー行程の中で、バスツアー助成対象施設(以下、「対象施設」という)において、体験・食事・宿泊のいずれか2つ以上を利用する行程であること。
※対象施設は若狭高浜観光協会公式WEBサイト『若狭高浜たびなび』に記載の宿泊施設、飲食店、体験事業者とする。
- (4)特定の政治又は宗教活動を目的としたツアーでないこと。
- (5)自治体等が実施するツアーでないこと。
- (6)学校法人が実施する教育旅行(校外学習や修学旅行等)でないこと。
- (7)他の助成制度を利用した旅行ではないもの(県内市町実施分を含む)。

(助成対象期間)

第3条 助成対象となるツアーの対象期間は令和7年4月15日から令和8年3月15日までとする。ただし、予算の上限額に達し次第、申請受付を締切ることとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は次の表のとおりとする。

参加者一人当たりの助成金額

	条件	助成金額
①	高浜町内で体験(1,000円(税込)以上/人)	500円/人
②	高浜町内で食事(1,500円(税込)以上/人)	500円/人
③	高浜町内で宿泊(素泊り or 朝食付)	500円/人
④	高浜町内で宿泊(夕食付 or 1泊2食付)	1,000円/人

※助成金は予算の範囲内で交付するものとする。

※食事について、お弁当及びテイクアウト等は対象外とする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付申請者は、旅行会社(以下「申請者」という)とし、下表のツアー催行日の申請期間中に、次に掲げる書類を(一社)若狭高浜観光協会長(以下「会長」という)に提出しなければならない。

(1)高浜町バスツアー助成金交付申請書(様式第1号)

(2)行程表(行程がわかるもの)

	ツアー催行日	申請期間	交付決定予定日
上期	令和7年4月15日から 令和7年9月30日まで	令和7年4月5日から 令和7年9月20日まで	申請受付から随時
下期	令和7年10月1日から 令和8年3月15日まで	令和7年8月1日から 令和8年3月5日まで	

※申請締切日は、ツアー催行日の10日前までとする。

※予算の執行状況に応じて、申請受付を中断・中止する場合がある。

(助成金等の交付の決定及び通知)

第6条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第5条の表中「交付決定予定日」までに、助成金の交付を決定し、高浜町バスツアー助成金交付決定通知書(様式第2号)(以下「通知書」という)により、申請者に通知するものとする。

※申請状況により、申請額より交付額が減額となる場合がある。

(ツアーの変更)

第7条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けたツアーの内容に変更があった場合は、ツアー実施予定日までに、(一社)若狭高浜観光協会(以下「観光協会」という)に連絡を行い、交付の対象となるか確認しなければならない。

(ツアーの中止)

第8条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けたツアーが中止または参加者が10人未満となった場合、助成の条件を満たさなくなった場合又はその他の理由でツアー催行を中止する場合は、ツアー実施予定日までに通知書により観光協会へ報告しなければならない。ツアーの中止等の報告があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、ツアー実施後1か月以内か令和8年3月20日のどちらか早い日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1)高浜町バスツアー実績報告書(様式第3号)
- (2)行程表(行程がわかるもの)
- (3)体験代、食事代、宿泊代、入館料の領収書又はクーポン等の写し(必ず、日付・人数等
明細が明記されているもの、明細書がある場合は添付すること)
※バウチャー等の精算人数の確認書類は不可とする。
※同一ツアーが複数開催される場合は催行日ごとに分けて提出することとする。
- (4)募集チラシ等(募集型企画旅行の場合のみ)
- (5)高浜町バスツアー助成金交付請求書(様式第4号)
- (6)振込通帳のコピー

(交付金額の確定及び交付)

第10条 会長は、前条の実績報告書を受けた場合においてその内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取り消し等)

第11条 会長は、詐欺その他不正の行為により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

令和6年7月1日、一部変更、施行。

附則

令和7年4月1日、一部変更、施行。